

「第6次さむかわ男女共同参画プラン」の策定について

1 経過

平成11年6月に「男女共同参画基本法」が施行され、寒川町においても男女共同参画社会の形成に向けて基本的な計画を策定するために「さむかわ男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、趣旨に沿った「さむかわ男女共同参画プラン」を平成12年3月に策定しました。

その後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「次世代育成支援対策推進法」「男女雇用機会均等法」の制定や改正、神奈川県でも「男女共同参画推進条例」が制定されるなど、法制的整備が進み、こうした国や県の動向を踏まえ「第二次さむかわ男女共同参画プラン」「第3次さむかわ男女共同参画プラン」「第4次さむかわ男女共同参画プラン」「第5次さむかわ男女共同参画プラン」と改定し、様々な取り組みを行ってきました。

「さむかわ男女共同参画プラン」 実施期間：平成12～17年度 6年

「第二次さむかわ男女共同参画プラン」 実施期間：平成18～22年度 5年

「第3次さむかわ男女共同参画プラン」 実施期間：平成23～27年度 5年

「第4次さむかわ男女共同参画プラン」 実施期間：平成28～令和2年度 5年

「第5次さむかわ男女共同参画プラン」 実施期間：令和3年度～6年度 4年

「男女共同参画社会基本法」 抜粋

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

2 策定の趣旨

町が男女共同参画プランを策定してから25年目を迎え、様々な場面で女性が活躍されておりますが、第5次さむかわ男女共同参画プランの実施計画に位置付けた39事業の実績ではあらゆる分野での女性の活躍推進、男女の人権の尊重と異性に対する暴力の根絶、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進のための環境づくり、男女共同参画社会への理解促進などの取組は今後も進めていく必要があります。

計画の進行管理にあたっては、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会に各年度の事業に進捗情報を報告し、委員の皆さまに4つの基本目標ごと評価をしていただいておりますが、それぞれ事業内容の充実・強化や見直しが求められております。

また、令和6年4月に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援法）が施行され、市町村は国の基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を定めることが努力義務となっており、男女共同参画計画と一体のものとして策定することも可能であることから、困難な問題を抱える女性への支援に関する計画も盛り込んでいきます。

このような状況から、国や県の計画も踏まえながら、現行の第5次さむかわ男女共同参画プラン現プランを改定して第6次プランを策定します。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」抜粋

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村は、基本方針に即し、かつ都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、それを公表しなければならない。

3 第6次プランについて

令和5年に改定された「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」や国の「第5次男女共同参画基本計画」に留意しつつ、「第5次さむかわ男女共同参画プラン」をベースに、法改正等の動き、男女共同参画社会に関する町民アンケート結果を踏まえ、町の現状に合ったプランに改定します。

計画期間：実施期間は令和7年度～10年度までの4カ年

実施計画（具体的な取組み）につきましても令和7年～10年度までの4年、次期総合計画の計画期間に合わせて策定します。

